

# YOKOSHIN NEWS

平成 30 年 4 月 4 日

横浜信用金庫

— 《よこしん》はお客様の再スタートを応援します —  
(本商品の取扱いは国内の金融機関では初めて!)

## 「住宅ローン【離婚・相続対応型】」の取扱い開始について

横浜信用金庫（理事長 大前 茂）では、平成 30 年 4 月 10 日（火）より新商品として「離婚」「相続」への対応に特化した「住宅ローン【離婚・相続対応型】」の取扱いを開始いたします。

本商品は、下記のような事例の場合に資金が必要であるにも関わらず、現行の住宅ローン制度では融資が受けられないお客様に対して融資を可能にした専用商品で、国内の金融機関では初めての取扱いとなります。

当金庫では、今後もお客様のニーズに応じた適切かつ質の高い金融サービスを提供できるよう努めてまいります。

本商品の概要は下記のとおりです。

記

### 【本商品の適応事例】

- 夫婦共有で住宅を購入したが、離婚して持分の整理ができずにお困りの方
- 住宅ローンを組む際に、配偶者に保証人になってもらったが、離婚の際に配偶者を保証人から外したい方
- 住宅を相続し、住み続けたいと思っているが兄弟姉妹が自宅を売却して現金で分配するよう要求されお困りの方

### 【商品の概要】

商品名	住宅ローン【離婚・相続対応型】
対象者	(1) 日本国籍を有する方または日本に永住することを許可されている方 (2) 団体信用生命保険に加入できる方 (3) 法律に定められる当金庫の会員資格を有する方（現在の住所または勤務先が当金庫の営業地区内にある方） (4) 年齢が満 20 歳以上満 70 歳未満で完済時に満 80 歳未満の方 (5) 年収が 100 万円以上で安定した収入が継続的に見込まれる方 (6) 同一企業への勤務期間または同一事業の経営期間が 5 年超の方 (7) 対象物件が当金庫の営業地区内にあり、担保に提供できる方

資金使途	<ul style="list-style-type: none"> <li>離婚に伴う元配偶者からの持分買取資金・離婚に伴う住宅ローン借換え</li> <li>相続に伴う他の相続人への代償金支払資金、持分買取資金</li> </ul>
融資金額	100万円以上 1億円以内
融資期間	2年以上 35年以内
融資利率	当金庫所定利率(平成30年4月1日現在/変動金利の例:0.775%~2.075%) ※固定金利・固定特約金利は当金庫ホームページでご確認ください
手数料	<p>以下の手数料が必要となります。</p> <p>①新規実行手数料 2,160円</p> <p>②不動産担保取扱手数料 32,400円</p> <p>③住宅ローン取扱手数料(離婚・相続対応型) 融資額の5.4%</p> <p>※審査結果が否決となった場合に、「ステップ融資」制度で再審査できる場合があります。この場合には融資実行時に「ステップ融資取扱手数料」として融資額の2.16%が上記手数料と別に必要となります。</p>
返済方法	元利均等毎月割賦返済(ボーナス時増額返済も利用可)。
担保物件	<p>対象物件に抵当権(第1順位)を設定して頂きます(先順位がある場合は完済または当金庫に借り換えしていただく必要があります)</p> <p>※現に自己が居住し、融資実行後も居住する物件が対象となります</p>
保証会社	なし
お客様 お問い合わせ先	業務推進部 ふれあいプラザ(0120-201-867)

### 【参考】

年間20万組以上の夫婦が離婚し、そのうち4割近くが住宅ローンを抱えていると推定されるわが国では、離婚後の住宅ローン及び住宅持分の整理にお困りの方が多いと考えられます。また、持家率が7割を超え、年間130万人が死亡する現状では、主要な遺産である住宅の所有権をめぐり相続人間で調整が難航することも多いと考えられます。

<本件に関するお問い合わせ先>

横浜信用金庫 業務推進部

担当：志村

電話：045-680-6920



横浜信用金庫